自　動　車　運　転　契　約　書

令和５年４月23日執行予定の野々市市議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

　原則として毎日　　　　　時　　分から　　　　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（内訳　１日　　　　円×　　日間）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、野々市市議会議員選挙及び野々市市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき野々市市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、野々市市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対しその不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、野々市市に対して請求できない。

５　その他

　　無投票となった場合は、上記の運転する期間を令和５年４月16日の１日とする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　甲　　　野々市市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ㊞